

日本仲裁人協会の公益法人化にあたって

日本仲裁人協会理事長 川村 明



1 公益法人化

一般社団法人日本仲裁人協会（JAA）も、数人の任意団体として発足してから早10年、来年2014年1月6日をもって正式に公益社団法人に移行することとなりました。ここまでJAAを牽引してきてくださった谷口前会長をはじめとする先輩方、森事務局長と事務局次長の方々のご努力、そして、これを忍耐強く支持してくださった会員諸兄に心から感謝したいと思います。

一般社団法人化した時も大変でしたが、公益社団法人となることは、一層大変でした。

準拠する法律も公益社団法人に関する特別法によることとなり、主務官庁も総務省から内閣府に移ります。それに伴う定款や規則の改正と整備、会計システムの整備、そして組織人事も一新しなければなりません。この間、事務局を担当して綿密な主務官庁との打ち合わせや書類作成を引き受けてくださった金田繁、落合孝文両事務局次長、日弁連事務局の高橋秀慧氏などのご努力を感謝を込めて特記しておきたいと思います。

2 JAAの活性化

公益社団法人化への動きは早速JAAの活性化をもたらしています。これを機に、JAAが大きな役割を果たすものと内外の期待が高まり、公益団体としての信用度も驚くほど大きくなっているのです。

11月には、経済産業省からICSID（国際投資紛争解決センター）にかかわる問題について調査を受託し、同省において第一回有識者会議を開催しました。この受託調査においては、TPPのような多国間通商条約やFTAのような二国間投資条約における投資仲裁制度の重要性に鑑みて、ICSID仲裁人候補の推薦基準を策定するとともに、野心的な制度改革の提言を目指しています。そのため、JAA内に鈴木五十三理事を委員長とする投資仲裁委員会を組織してこの受託調査プロジェクトにあたっています。

時を同じくして、東京でIBAと日弁連共催の2014年東京大会プレイベントが開催され、続いてはシンガポールの仲裁センター、SIACと日本のJCAA共催の国際仲裁セミナーもありました。求められて、JAAもこの国際仲裁セミナーを後援いたしました。いずれも大変な盛況で、一時はアジア・パシフィック地区の国際仲裁のリーダーたちがそろって東京に顔をそろえている観がありました。12月には、シドニーでIBAのアジア・パシフィック仲裁グループの発会式が開催され、私も出席してきましたが、アジア太平洋地区の仲裁の盛り上がりを実感しています。

TPP交渉の進展も伝えられ、国際商事仲裁の基盤整備は焦眉の問題になっています。東京の国際仲裁環境も目に見えて変わりつつあるのです。

3 JAA発展の道筋

12月には、JAA関西支部でハーグ条約による国際家事調停研修が実施され、多くの受講生を集めました。国際家事調停は、それ自体、国際化時代の重要な法律家の仕事ですが、手法の違いはあるものの、国際私法に依拠するADRとして国際仲裁とも共通点は多く、この研修が家事調停にとどまらず、国際ADR人材の供給源として発展することが期待されます。関西支部長小原常務理事をはじめとする関係の役員の忍耐強いご努力に感謝します。

国際商事仲裁の世界は、永年、一部の国の、しかも一握りの専門家の排他的な独占状態のもとにありました。日本に仲裁が根つかなかった原因はそこにもあります。JAAが多角的な啓蒙、教育活動によって、その閉塞状況を打ち破ろうとしていることは、まことにご同慶の至りです。

私も、公益社団法人JAAの下、日本の仲裁法発展のために微力を尽くしたいと、改めて覚悟を固めているところであります。

公益法人JAAの新体制

JAAの公益法人化にあたりまして、JAAの役員・部会の体制についてご紹介させていただきます（五十音順、敬称略）。

理事長（代表理事） 川 村 明 （弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問）

常務理事（業務執行理事）



小 原 望 （弁護士 小原法律特許事務所代表）

JAAは設立以来主として日本国内での研究、研修、セミナー等に専念してきましたが、日本の仲裁制度はまだ内外の企業から十分に信頼され、利用されているとは言えません。今後はもっと外部、できれば世界に情報発信できるJAAになってほしいと思います。



坂 上 信一郎 （公認会計士・税理士 エスエス会計代表）

当公益法人に、会計・税務の面で貢献できればと考えております。私は現在、税務に加え、企業価値や知財の評価、管財人・監督員補助者といった業務にも従事しています。また、平成25年中は、日本公認会計士協会公表の「不正調査ガイドライン」や「企業価値評価ガイドライン（改正）」等に部会長として参加しました。



高 取 芳 宏 （弁護士 オリック東京法律事務所・訴訟部代表パートナー）

国際模擬仲裁とその教材化、研究部会での活動等で尽力させて頂いております。仲裁人のトレーニングについては、CIArb.で受けたグローバルスタンダードのトレーニング及びそのノウハウ等も経験として共有させて頂き、日本をプラットフォームとした国際仲裁の発展に少しでも寄与したいと考えております。



手 塚 裕 之 （弁護士 西村あさひ法律事務所パートナー）

1986年の弁護士登録以来、国際商事仲裁事件を代理人として多数扱ってきました。最近では仲裁人（ICC首席仲裁人、JCAA単独仲裁人等）の仕事も増えています。IBA証拠規則等を利用した英語の仲裁手続で活躍できる国際的な仲裁人、仲裁代理人の育成に力を入れたいと思います。



花 水 征 一 （弁護士 ユアサハラ法律特許事務所）

1979年にロンドン大学の海事コースに留学時に仲裁の実務に触れ、その本質がリーガルサービスとして、手続・判断両面で当事者が満足できるものでなくてはならないことを知りました。信頼される仲裁実務の確立に少しでも寄与したいと考えています。



横 川 浩 （日本商事仲裁協会理事長）

大学こそ法学部を出ていますが法律の専門家ではなく、長く通産省で行政に携わってきました。今、本当のプロの法律家の皆さんのお近くにおいて、楽しく刺激のある日々を送っています。なお本業の傍ら日本陸上競技連盟の会長をしております、こちらもよろしく申し上げます。

理 事 安藤信明 井口直樹 出井直樹 大貫雅晴
兄玉実史 澤井 啓 飛松純一 早川吉尚
古田啓昌 レビン小林久子 渡部 晃 Peter Godwin

監 事 河村寛治 鈴木五十三

関西支部 支部長／小原 望
副支部長／大貫雅晴 兄玉実史 澤井 啓 レビン小林久子

事務局長 森 徹

弁護士 はなみずき法律事務所
元日弁連事務次長



今後JAAの活動を支える委員会体制のご紹介

JAAでは、現在、多数の部会やプロジェクトチームがありますが、これを以下のような委員会（いずれも仮称）として再編成し、より充実した事業活動を遂行していくことを検討しております。新しく委員会制度が立ち上がりましたら、委員の委嘱を致しますので、宜しくお願い致します。

総務委員会	JAAの効率的な運営のため、JAA全体に関する事務や委員会相互の調整等を行う。
財務委員会	JAAの財務に関連する業務（予算編成・監督、会計書類作成等）を行う。
調停人研修講座運営委員会	優れた調停人を養成するため、調停人養成講座等の企画・運営を行う。
仲裁人研修講座運営委員会	優れた仲裁人を養成するため、仲裁人研修講座等の企画・運営を行う。
研究部会運営委員会	仲裁法、ADRに関する法律及びその実務に関する研究会の開催やADR・仲裁フォーラム等の出版業務を行う。
企画・広報・国際委員会	JAAサイトの管理・運営や会報発行等の広報事業に加え、仲裁の日記念企画や国際仲裁セミナー等の企画・運営を行う。
国際家事調停研究委員会	国際家事調停に関するシンポジウム、研究会の開催や、国際家事を扱う調停人養成の為に教材作成等を行う。
ハーグ対応・ADR実施 機関設置検討委員会	ハーグ条約の下での友好的解決を支援する方策や、国際家事調停・ADR機関設置の検討等を行う。
投資協定仲裁委員会	投資協定仲裁についての調査を実施する委員会。詳細は4—5頁をご参照下さい。

公益法人認定証授与式の実施

2013年12月25日、公益法人移行認定証の授与式が挙行され、川村理事長、公益法人化を担当した事務局担当者が出席し、内閣府公益認定等委員会から認定証を受領しました。

JAAは、「仲裁・ADRは非常に有意義で公益性があるので普及に努めてほしい」という委員会の期待に応えるべく、引き続き活動の充実に向けた取り組みを進めて参ります。



JAA投資協定仲裁委員会の発足

JAA 投資協定仲裁委員会 委員長 鈴木 五十三

昨年秋、JAAに、投資協定仲裁委員会が発足した。委員会は、JAAが、経済産業省からの委嘱に基づき、投資協定仲裁における仲裁人候補者リスト作成において考慮されるべき事項を報告するにあたり、この報告書の取りまとめに当たるとともに、そのための基礎作業として、投資協定仲裁における仲裁人選任例、仲裁判断例を実証的に概括し、かつ、アジアにおける主要仲裁センターによる国際商事仲裁と投資協定投資仲裁の取り組みと各センターの振興の実情についての調査を行うこととしている。昨年中は、シンガポール、香港、韓国の各仲裁機関への現地訪問を実施し、また、仲裁人選任、及び仲裁判断の先例についてのデータの設計をほぼ終えている。予定では、2014年度中に報告書を提出することとなっている。

現在、世界中で2,833の二国間投資協定が締結され331の他国間国際投資協定が締結され発効している。日本は、投資協定あるいは投資章を含む経済連携協定を、27カ国との間で発効させている。

投資協定は、実体規定として、投資活動に関して、①国内投資家に与えている待遇より不利でない待遇を外国投資家に対して与える内国民待遇、②外国投資家に対して投資活動に関して第三国の投資家に対して与えている待遇よりも不利でない待遇を与える最恵国待遇、③投資財産の保護に対して慎重な注意を払う義務、適正な手続を行う義務、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の合理的期待を裏切らない義務などを含む公正衡平待遇、④公共目的、正当な法手続、非差別的方法、迅速かつ実効的補償を条件としての、投資受入国による収用（国有化）の制限、⑤投資受入国が投資家との契約上の義務に違反した場合にも保護を提供するアンブレラ条項などを置いている。

そして、このような投資保護の実体規定の違反があった場合に、投資家は投資受入国に対して直接義務履行を求めることができるような手続として紛争解決制度が規定される。紛争解決制度は、仲裁として行われる。これは、仲裁廷が、外国投資家にとって、投資受入国から独立した紛争解決機関であること、その判断が国家間での承認確保が保証されていることなど、公平で効果的なフォーラムを提供することを目的としている。投資協定に基づく仲裁であることから投資協定仲裁と呼ばれる。

投資協定仲裁の機関として、投資紛争国際解決センター（ICSID）が、世銀のグループ機関として設立され、同機関の活用のために国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（1967年8月25日条約10号）が発効して、現在148カ国が加盟している。同条約に基づくICSIDへの仲裁付託は投資受入国と外国投資家との合意に基づくこと、その仲裁判断は、1958年ニューヨーク条約に基づいて承認執行されることとされている。そして、仲裁付託合意は、ICSID締約国は、二国間あるいは多国間投資協定において、紛争のICSIDへの仲裁付託を一方的に同意し、外国投資家の同意は、ICSID仲裁申立によって成立するものとされている。

また、ICSID条約非加盟国が締結する投資協定や、対象投資協定がICSID以外の仲裁の選択権を外国投資家に与えている場合は、ICSID以外の仲裁機関によりアドホック仲裁として行われる。ICCなどの国際商事仲裁を主とする仲裁機関も、投資仲裁を扱うこととしている。カイロ、クアラルンプール、香港、中国（CIETAC）の仲裁センターもこれに倣っている。その多くは仲裁規則としてはUNCITRAL規則を採用している。

近年、外国投資家において投資協定仲裁の活用に関する意識が高まり、投資仲裁の件数が増加し、最近10年間で300件（2012年は62件）に達すると報告されている。それとともに、仲裁判断の公表とその蓄積が進み、投資実体規定を巡る解釈法理も発展を遂げつつある。しかし、体系的な構造をもつ法システムとしてはなお形成途上にあるというのが実情である。これとともに、投資協定仲裁において、外国投資家に申立権が付与されることにより、その濫用、あるいはこれによる投資受入国の公共政策への萎縮効果が問題とされることとなり、こうした懸念への対処として投資仲裁手続、投資仲裁人選任手続あるいは仲裁判断の正統性のより徹底した確保が課題とされ、各国法律家によって様々な提言がなされている。

当委員会の調査報告は、このような現在の課題について、投資仲裁制度の担い手である仲裁人に焦点を

あててアプローチしようとするものといえる。このアプローチの実施にあたって、投資仲裁制度と国際商事仲裁制度の親和性と、両者の振興に向けてのアジアの主要仲裁センターの現状を視野に入れることが要請されている。その意味で、今回の調査報告は、日本における国際商事仲裁の近い将来のあり方をも展望したものとならざるを得ないと考えられる。

当委員会の組織は、次のとおりである。なお、委員会は、調査報告の進捗に応じて意見・助言をいただくために、小寺彰（東京大学教授）、谷口安平（京都大学名誉教授）、道垣内正人（早稲田大学教授）、横川浩（日本商事仲裁協会理事長）（50音順）各氏から成る有識者会議を開催し、また調査の実施にあたっては、アドバイザーとして濱本正太郎京都大学教授の協力をいただいています。ここに記してお礼を申し上げます。

投資協定仲裁委員会の組織体制図



「仲裁の日」記念行事セミナーのご案内

常務理事 高取 芳宏
理事・関西支部 児玉 実史

例年2012年3月1日（仲裁の日）、通常総会に先立って開催される恒例の記念行事セミナーにつき、本年度は、2014年3月13日午後5時15分から開催させていただきます（総会も同日開催されます）。本年度は、近時ますます注目度を増し、日本仲裁人協会としても、積極的に情報収集や研究を行い、取り組んでいく予定の「投資協定仲裁」をテーマとして取り上げます。

3部構成を予定し、第一部として、古田啓昌会員から、商事仲裁との違いや共通点を含め、ICSID仲裁やアドホックによるUNCITRAL仲裁等、投資協定仲裁の目的や機能等の概略を基礎的な部分から解説頂きます。第二部として、早川吉尚会員から、各国における投資協定仲裁の具体的な利用状況や最新の状況について、統計データ等を用いて報告頂きます。最後に第三部として、高取・児玉がパネルディスカッションに加わり、投資協定仲裁における仲裁人選任やその要件、資質等を含めた実務的な問題点や課題を議論し、各国の状況を踏まえて、日本の実務家として、あるいは日本仲裁人協会として投資協定仲裁についてどのように取り組んでいくべきか等、今後の実務を展望した議論と質疑応答をさせて頂きたいと思っています。

今回は、企業の法務部等を含めて非常に関心の高い分野を取り上げますので、会員のみならず、オープンに参加できる形とし、参加者を含めた活発な質疑応答と議論を期待し、仲裁の日の記念イベントとして、実りあるものにしたいと考えております。

研究部会の活動について

研究部会 辻 真也
江崎 元紀

1 研究事業

研究部会では、2013年度の研究事業として、計8回の研究会が開催され、「Arbitration in Russia, Georgia, Caucasus and Other Neighbor Countries」、「The special role of lawyers in investment arbitration」、「Preview of the HKIAC Administered Arbitration Rules」、「JCAA仲裁規則の改正案」、というテーマについて、グローバルな観点で、仲裁・ADRの実務・理論に関する報告・検討がなされました。

また、「原子力損害賠償紛争解決センターの現状と課題」、「観光ADR」「家事事件ADRの実践と課題- FPIC 大阪ファミリー相談室の活動報告」「我が国における近時の仲裁関連の裁判例」といった我が国における紛争処理・ADRに関連するテーマについても、活発な報告・検討が行われました。

2014年度は、引き続き活発な議論・研究を行うことを予定しております。

2 出版事業

研究部会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及びADRの普及・啓発を図る」という目的を実現するための活動の一環として、当協会の研究の成果を「仲裁・ADRフォーラム（Arbitration & ADR Forum）」との表題の下で継続雑誌として出版しております。2013年度に「仲裁・ADRフォーラム 第4号」を出版しましたが、2014年度には、その後の研究成果をまとめた第5号の出版を予定しています。

研修部会の活動について

研修部会 酒井ひとみ・落合 孝文

1 調停人研修

当協会では、毎年調停の技法を学ぶ「調停人養成講座（有料）」を3日間の日程で開催しております。一方で、各方面から、「調停」制度について耳にしたことはあっても具体的なイメージがわからない、技法をどのように学べばよいのか分からない、興味はあるものの講座を受講してついていけないか不安であり申込み躊躇してしまうといった声が寄せられていました。そこで、2013年度は初の試みとして、調停に豊富な経験を有する上原裕之弁護士（元広島高裁部総括判事・熊本家裁所長）を講師に招き、調停とは何か、調停の目的、存在意義、解決手段としての有効性について分かりやすく解説いただく入門講座を、2013年5月24日に弁護士会にて開催致しました。金曜日の夕刻という時間にもかかわらず、遠方は関西から約80名の参加者が集う盛況となりました。ジャズのBGMが流れるリラックスしたムードの中、上原弁護士の調停にかける熱い思い、調停の現状を伺うことのできる興味深い講義で参加者からご好評をいただきました。調停への興味を持っていただく機会として、このような入門講座は、2014年度も引き続き開催したいと考えております。

また、例年通り、7月13日から15日の日程で、調停人養成講座を飯田橋の東京都左官工業協同組合にて開催致しました。稲葉一人教授（中京大学法科大学院）、入江秀晃准教授（九州大学法学部）及び大村扶美枝弁護士（新堂・松村法律事務所）を講師に迎え、調停ロールプレイのほか、実際の調停・紛争解決に役立つスキルをワークや講義で学びました。全国から、裁判所の調停委員等を含む調停に関心の深い約30名の受講生が集まり、活発な議論を行いました。

2 仲裁人研修

当協会では、本年度は、仲裁人研修及び仲裁人検定の改革の議論の過程にあったため、仲裁人研修講座及び仲裁人検定試験を実施いたしませんでした。しかしながら、来年度以降については、仲裁人研修及び仲裁人検定の制度の改革について議論を行った上で、改革後の制度に沿って、仲裁人研修講座と仲裁人検定試験を実施するべく準備を進める予定でございます。

関西支部便り

日本仲裁人協会関西支部 事務局長 小林 和弘

日本は、平成26年に、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約いわゆるハーグ条約に加盟する予定です。そこで、平成24年12月3日に、総合タイトル「ハーグ条約の批准と友好的解決—外国人に利用される国際家事調停を目指して—」と題するセミナーを開催しました。さらに、このような国際家事調停の調停人をする事ができる人材を養成するために、平成25年11月30日、12月1日、7日及び8日に、国際家事調停人養成研修をおこないました。

また、関西の中小企業も、特にアジア諸国に進出するところが増加していることから、平成25年2月4日には「ソウル国際紛争解決センター」等についての講演、及び、同年3月7日には、総合タイトル「アジア諸国における外国仲裁判断の承認・執行」と題するセミナーを行いました。

さらに、関西企業のアジア進出とも関連しますが、日本がTPP交渉していることもあり、海外進出先の政府との紛争解決のために有効な手段である国際投資仲裁を勉強するために、平成25年4月25日に、「国際投資仲裁の現状と将来」と題するセミナーを、平成25年12月10日に、総合タイトル「海外進出を行う日本企業が知るべき国際投資協定仲裁」と題するセミナーを行いました。

「社団法人日本仲裁人協会の歩み」

2013年3月7日以降

2013年

- 3月7日 : 関西支部セミナー「アジア諸国における外国仲裁判断の承認・執行」開催（講師：栗田哲郎弁護士、末永久美子弁護士）
- 3月12日 : 研究部会研究講座「原子力損害賠償紛争解決センターの現状と課題」開催（報告者：鈴木五十三、弁護士、当協会理事）
- 4月25日 : 関西支部セミナー「国際投資仲裁の現状と将来」開催（講師：Armand De Mestral（カナダケベック州弁護士 マギル大学名誉教授））
- 5月24日 : 調停人養成講座入門編「調停への招待」上原裕之弁護士（元広島高裁部総括判事、熊本家裁所長、現在宗田親彦法律事務所所属）ゲストスピーカー：入江秀晃准教授（九州大学法科大学院・紛争管理論担当）
- 6月12日 : 研究部会研究講座「The special role of lawyers in investment arbitration」開催（報告者：Lars Markert 氏（Gleiss Lutz法律事務所（ドイツ）アソシエイトパートナー。西村あさひ法律事務所の国際訴訟グループに出向中）
- 6月25日 : 研究部会研究講座「観光ADR」開催（報告者：川添利賢氏（立教大学法務研究科教授））
- 7月13～15日 : 調停人養成講座開催
- 7月22日 : 研究部会研究講座「Preview of the HKIAC Administered Arbitration Rules」開催（報告者：Chiann Bao（Secretary-General, Hong Kong International Arbitration Centre））
- 9月5日 : 研究部会研究講座「JCAA仲裁規則の改正案」開催（報告者：中村達也氏（日本商事仲裁協会仲裁部長））
- 9月12日 : 関西支部セミナー「仲裁手続きの実際を知る」開催（講師：児玉実史弁護士、大貫雅晴氏（JCAA理事））

- 9月25日 : 研究部会研究講座「家事事件ADRの実践と課題-FPIC大阪ファミリー相談室の活動報告」(報告者：小田八重子氏（公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）大阪ファミリー相談室）
- 10月16日 : 平成25年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（ICSID条約第13条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析）を受託
- 11月11日 : 経済産業省において国際経済調査事業の第一回有識者会議が開催
- 11月30日、12月1日、7日、8日 : 国際家事調停人養成研修開催（講師：レビン小林久子氏（元九州大学大学院法学研究院教授））
- 12月10日 : 関西支部セミナー「海外進出を行う日本企業が知るべき国際投資協定仲裁」、講演「国際投資協定・投資仲裁を利用した紛争解決」(講師：濱本正太郎教授（京都大学大学院法学研究科）)
- 12月25日 : 公益法人認定証授与式

2014年

- 1月6日 : 公益社団法人日本仲裁人協会が発足
- 1月17日 : 経済産業省において国際経済調査委託事業の第二回有識者会議が開催